

令和2年度

定期監査及び行政監査報告書

安芸高田市監査委員

目 次

令和 2 年度定期監査及び行政監査報告書

第 1 定期監査	1
1 監査の概要	1
(1) 監査の種類	1
(2) 監査の対象とした部局	1
(3) 監査の対象とした事項及び範囲	1
(4) 監査の実施期間	1
(5) 監査の場所	1
(6) 監査の手続	1
(7) 監査の主な着眼点	1
2 監査の結果	2
(1) 業務委託の執行状況について	2
(2) 工事の執行状況について	2
(3) 補助金の交付状況について	2
(4) 備品の購入状況について	3
第 2 行政監査	4
1 監査の概要	4
(1) 監査の種類	4
(2) 監査の対象とした部局	4
(3) 監査の対象とした事項及び範囲	4
(4) 監査の実施期間	4
(5) 監査の場所	4
(6) 監査の手続	4
(7) 監査の主な着眼点	4
2 監査の結果	5
(1) 事務事業における課題と取組みの状況について	5
第 3 むすび	10

第1 定期監査

1 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

(2) 監査の対象とした部局

総務部（総務課、秘書広報室、情報管理課、危機管理課、財産管理課）

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

次の事項の令和2年4月1日から令和2年11月30日までを対象とした。

- ア 業務委託の執行状況
- イ 建設工事の執行状況
- ウ 補助金の交付状況
- エ 備品の購入状況

(4) 監査の実施期間

令和3年1月21日から令和3年3月22日まで

(5) 監査の場所

安芸高田市役所第1庁舎監査委員事務局及び現地

(6) 監査の手続

監査の対象とした事項について、提出された資料から抽出した事業等の関係書類を基に、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているか否かについて、通常実施すべき監査の実施手続により実施した。

(7) 監査の主な着眼点

- ア 業務委託の手続きは適正に行われているか。
- イ 建設工事の執行は適正に行われているか。
- ウ 補助金の交付は適正に行われているか。
- エ 備品の購入は適正に行われているか。

2 監査の結果

(1) 業務委託の執行状況について

監査の実施手続きをもって試査により実施したほか、業務委託の手続きは適正に行われているかという点に着眼して、次の業務を対象に関係書類の確認及び質問を行った。

- ア 特別定額給付金システム導入業務（総務課）
- イ 広報あきたかた編集発行業務（R2.5～R2.11月号）（秘書広報室）
- ウ 社会保障・税番号制度 令和2年度データ標準レイアウト改版対応業務（情報管理課）
- エ 介護保険システム 令和2年度改版データ標準レイアウト対応業務（情報管理課）
- オ 基幹業務システム端末更新業務（情報管理課）

これらの事業について証拠書類を調査した結果、おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

(2) 工事の執行状況について

監査の実施手続きをもって試査により実施したほか、工事の執行は適正に行われているかという点に着眼して、次の工事を対象に関係書類の確認及び質問並びに実査を行った。

- ア 令和2年度 支障移転第8号工事 第15号工事（情報管理課）
- イ 国道54号可愛地区横断歩道橋工事に係る支障移転工事（本移設）（情報管理課）
- ウ 美土里町横田重信日南迫地区耐震性貯水槽設置工事（危機管理課）
- エ 向原町戸島末宗地区耐震性貯水槽設置工事（危機管理課）
- オ 福原八幡神社裏法面復旧工事（財産管理課）
- カ 横田地域活動拠点施設屋根改修工事（財産管理課）

これらの事業について証拠書類を調査した結果、おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

(3) 補助金の交付状況について

監査の実施手続きをもって試査により実施したほか、補助金の交付は適正に行われているかという点に着眼して、次の補助金を対象に関係書類の確認及び質問を行った。

- ア 安芸高田市お太助フォン設置補助金（情報管理課）
- イ 自主防災組織補助金（危機管理課）

- ウ 安芸高田市防犯灯設置事業補助金（危機管理課）
- エ 地域小規模集会施設整備費補助金（財産管理課）

これらの事業について証拠書類を調査した結果、おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

(4) 備品の購入状況について

監査の実施手続きをもって試査により実施したほか、備品の購入は適正に行われているかという点に着眼して、次の備品を対象に関係書類の確認及び質問並びに実査を行った。

- ア WEB 会議用カメラ・マイク MEET-UP（情報管理課）
- イ 公用車（新型コロナウイルス感染症疑い患者搬送車両）（財産管理課）

証拠書類を調査した結果、おおむね適切に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

第2 行政監査

1 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

(2) 監査の対象とした部局

総務部（総務課、秘書広報室、情報管理課、危機管理課、財産管理課）

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

次の事項で令和2年4月1日から令和2年11月30日までを対象とした。

ア 事務事業における課題と取組みの状況

(4) 監査の実施期間

令和3年1月21日から令和3年3月22日まで

(5) 監査の場所

安芸高田市役所第1庁舎監査委員事務局

(6) 監査の手続

事務事業における課題と取組みの状況調書の提出を求め、定期監査時に監査委員による監査の対象とした部局からの説明、質疑応答等を実施した。

(7) 監査の主な着眼点

ア 事務事業の執行に当たっては、市民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

イ 社会情勢や行政需要の変化への対応はなされているか。

ウ 事務処理は能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。

エ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか。

オ 組織は簡素で、かつ、合理的なものになっているか。

カ 各部局間の連携、整合性、総合性がとれ、公平性、信頼性が確保されているか。

2 監査の結果

(1) 事務事業における課題と取組みの状況について

監査した結果は次のとおりである。

ア 総務課

(ア) 行政嘱託員制度について

地方公務員法制度改正に伴い、行政嘱託員のあり方を見直し、身分を特別職非常勤地方公務員から私人とした。

地域により、振興会組織との関わりが異なり、行政での一元化ができなくなっている。非公務員化を機会に、委託業務を絞り込み、振興会活動に組み込むなど平仄を合わせる必要があるのではないかと。

(イ) 通知公報事業について

行政情報を広報誌（広報あきたかた）に集約し、経費の節減に努めているが、情報提供方法については今後も検討をすすめる。

引き続き経費節減のため、広報あきたかたに掲載して情報提供するなど通知公報の削減を図っていただきたい。

(ウ) 決裁事務の電子化について

現在の決裁システムはペーパーレスを基本としており、設定を変更することで電子化に対応できることを確認した。

コロナ禍によるテレワークをスムーズに行うためにも電子化は必要である。終息した後にも、新しい勤務形態として定着すると思われるので、拡張性のある電子決裁制度を構築していただきたい。

(エ) 押印の見直しについて

申請書等の押印を省略するための基準を作成し、令和3年度から実施することとしている。

押印の省略は、市民がその場で申請できるなど、利便性が高まり、スムーズな行政の進行が見込まれるものである。

一方で、なりすまし等が生じないように、本人確認を十分行って、トラブルのないよう実施していただきたい。

イ 秘書広報室

(ア) 広報広聴事業について

民間委託により、広報紙（広報あきたかた）を発行しているが、通知公報情報と混在しているため情報過多となり読みにくい印象を与えている。

またホームページは高齢者・障害者への配慮が十分ではないことから、研修等により技術を習得し、順次修正を行っている。

情報が広報紙に集約されることは、緊急性がない限り、経済的にも望ましいものである。しかし、そのために文字が小さくなったり、図版や写真が省略されることは読者の理解を弱めることになりかねない。このため、広報紙は必要最小限の情報に絞り、詳細な情報は QR コードを介してウェブサイトへ誘導する等の方策を検討していただきたい。

ウ 情報管理課

(ア) 電算システム事業について

マイナンバー制度に伴うシステム改修を毎年行っているが、国の方針が確定されていないため、計画的予算執行ができないでいる。

マイナンバー関連システム（住民税、介護保険等）が完成し、運用中である。計画の遅れやセキュリティの不備がないよう留意していただきたい。

(イ) 広域ネットワーク管理事業について

現在のシステムで安定的運用が得られているが、総務省主導で新システムが提唱されており、運用方法について検討しているところである。

システム運用で、最重要であるセキュリティ対策を十分に行って、情報漏洩やシステムダウンのないよう、引き続き努めていただくとともに、新システムへの円滑な対応をお願いしたい。

(ウ) 地域情報化推進事業について

ICTにより、庁内情報（地図データ、オープンデータ）の管理を行っている。市民には、公共施設一覧、公衆無線 LAN アクセスポイント（Free Wi-Fi）一覧などのオープンデータの開示サービスを行っている。

また、避難所及び観光施設への Free Wi-Fi 整備事業を完了している。

オープンデータは、市民が加工・編集できるデータであるが、公共施

設一覧表などオープンデータにするほどのことではなく、ウェブサイトに掲載するだけで十分な情報も散見される。市民が自分で比較検討できる予算書・決算書や財務情報など、より有用な統計データの開示が望まれる。

(エ) 光ネットワーク管理運営事業について

あじさいネットの設備を運営会社に譲渡したことによりランニングコストや更新費用を節減することができたが、今後 1,500Km にも及ぶ伝送経路の保全等の経費が必要である。

あじさいネットは、お太助フォンやインターネットなど市内 ICT の根幹をなすものであり、光ケーブルやサーバー施設などに事故が起きることのないように委託管理していただきたい。

また近い将来、お太助フォンが更新される予定であるが、機器に汎用性を持たせるなどの工夫により、高齢者などの情報弱者にも配慮した更新をお願いしたい。

エ 危機管理課

(ア) 災害対策事業について

避難行動要支援者制度が、支援者の責任問題から自主防災組織に十分浸透していない。今後とも防災講話、支援事業費補助金の紹介などを通して組織への啓発を図る。またハザードマップの全市版を各戸配布する。

高齢者が多く存在する地域では、避難行動要支援者制度（避難が難しい住民を近隣の住民が援助する仕組み）は支援者の負担が大きいという欠点がある。これらの問題点を解決すべく、抜本的な制度を設ける必要があると思われる。

(イ) 防犯事業について

防犯講座受講者や防犯パトロール要員が高齢化している。若年層の防犯意識を高めるため、スポーツ大会や地域、学校、警察等との連携を深め、防犯意識の啓発に努めることとしている。

若年層への防犯意識の植え付けは、将来の犯罪被害を防ぐだけでなく、加害者となることのブレーキになると思われる。若者の無知による犯罪行為や迷惑行為を防止するためにも、具体的事例を踏まえた講演など啓発活動に努めていただきたい。

(ウ) 交通安全推進事業について

高齢者が被害者となる事故が多く、警察、老人クラブなどと連携した交通安全教室の開催、危険個所の把握などに努めている。

高齢化が進む地域では、加害者も被害者も高齢者の場合が多い。免許証の返納が推奨されているが、お太助バス 1 万円分の支援では使い切った後の生活が不便となる。

お太助バス、お太助ワゴンが長期間安価で乗れる家族パスなどの支援を検討していただきたい。

(エ) 消費行政推進事業について

消費生活相談員を配置し、定期的に相談窓口を設置している。犯罪性のある案件も多く、相談員の資質向上のため研修や県消費生活センター等との連携を図り、解決に尽力している。

消費生活相談は、金銭問題から食品安全の疑問まで多岐にわたっており、広範な知識が必要である。複雑な相談については、誤解を与えないよう適切な相談機関を紹介するなどして対応しており、今後も相談者に寄り添った解決策を指導していただきたい。

(オ) 消防施設管理整備事業について

防火水槽の維持管理、新設を計画的に行っているが、新設待機地区が 11 カ所残っている。また、消防団車両の更新は 25 年を目処に行っているが、年間 2~3 台の購入を要しており、団員のニーズから順次、オートマチック車に更新されている。

防火水槽は、近くに水源がない地域の給水施設である。高額な設置費用を要するが、万一、火災が発生したときの保険的設備ともいえ、計画的に設置をお願いしたい。

(カ) 非常備消防事業について

消防団員は、慢性的に不足しているうえ、最近ではコロナ禍で入団も少なく、定員を大きく割っている。自主防災組織や地域振興会に働きかけているが、目立った効果はない。

消防団員は、各々職業と兼務しており、災害や火災発生時には危険と向き合って活動にあたっている。訓練活動や出動に時間を割かれ、若者には不人気であることは想像に難くない。団員を確保するインセンティ

ブとして何らかの優遇措置を検討する必要があるのではないか。

オ 財産管理課

(ア) 一般車両管理事業について

公用車の自損事故が多発しているため、車体の始業点検、終業点検を強化して意識の向上を図っている。

ハインリッヒの法則によると 29 件の軽傷・自損事故から 1 件の重大事故が発生する。接触事故等を軽視しないよう始末書の徴求や安全教室への参加など、本人の自覚を高めるような指導が必要であると思われる。

(イ) 公有財産管理事業について

市場性の少ない公有地が多く割合を占めている。このため、除草等の維持管理が将来的にも負担となるおそれがある。

民法改正により土地の相続放棄の緩和が検討されているが、安易な帰属は国、公共団体の更なる維持管理の負担となることも予想される。このため、地域や森林組合等に委託するなどの検討をお願いしたい。

(ウ) 地域活動拠点施設事業について

長期修繕計画に基づいて計画的な修繕に努めており、維持費の平準化を行っている。しかし雨漏り等の緊急修繕も発生しており、今後、予防的な修繕も検討する必要がある。

運営的には、コロナ禍での公共施設の利用について、慎重に検討し、蔓延防止措置を講ずるなどの対策を行った。

個別施設の利活用については、その利用頻度等から存続について随時検討を行う必要がある。粛々と計画を進めることも必要であるが、引き続き、臨機応変に計画の見直しを行うことをお願いしたい。

(エ) 庁舎管理事業について

庁舎管理も長期修繕計画に沿って管理しているが、各支所については維持費が職員数に比べ増高している現状から、移転再配置を検討する必要がある。このため内部でワーキンググループを設置することとしている。

支所の移転再配置については、地域市民の利便性に直接影響するため、万全の検討をお願いするとともに、ICT を活用した業務連絡を密にし、

従来と同じ行政サービスが受けられるよう配慮をお願いしたい。

(オ) 用度管理事業について

業務の多様化、事務の繁忙に伴い、事務消耗品などの使用量が増加傾向にある。コピー機の一括入札、消耗品の一括購入などで経費の節減を図った。

コロナ禍によるテレワークなど従来の勤務形態が変容している。県や国、他市において電子署名付きの公文書が普及すればコロナ禍が終息してもペーパーレス化は免れない。在宅勤務、職場の小規模分散化等各種維持経費の削減を図ることの検討もお願いしたい。

第3 むすび

総務部は、組織運営の要として情報管理、施設管理を所掌している。情報発信については、広報誌、お太助フォン、通知公報、ウェブサイト等による定期的な情報発信に加え、SNSによる災害・緊急情報に取り組んでいるところである。特に、昨今のコロナ禍の状況下で、感染情報の迅速な発信、施設の感染予防措置など蔓延防止に尽力されていることに敬意を表するものである。

市民からの情報収集については、各支所からの個別的な情報が担当課に伝わる程度で、一元的な管理ができていないと思われる。市に流れる情報が、集約、分析されることもないため、市民の意向を汲み取らないままの一方的な情報発信・意思決定に終わるおそれがある。道路の陥没やがけ崩れの予兆などの情報は、多くの市民が共有することにより回避が可能であり、そのためには、市民が気軽に情報を届けることができる環境が必要である。

また外国人市民の多くはSNSを利用しており、困りごとや地域情報など硬軟織り交ぜた情報収集が行われることを期待したい。従来のメールや投書箱だけではなくSNSを活用したシステムを期待する。

行政嘱託員制度については、本来、地域の情報を取りまとめる役割を期待されていたと思われるが、地域代表としての位置づけでないため実効性が得られていないことから、早急な定義づけが必要である。

施設管理については、長期的な修繕計画により経済的な維持管理がなされていると思われるが、耐用年数や必要性（需要）を適時的確に把握しながら、結果的に無駄な出費とならないよう配慮していただきたい。